



目 次

規 則	ページ
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定代理納付者の指定	(政策企画課) 1
○包括外部監査契約の締結	(行政管理課) 1
◎公平委員会の事務の委託(5件)	(市町村振興課) 1
○道路の区域変更	(道路課) 3
○都市公園の区域及び面積の変更	(公園下水道課) 3
◎告示(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部改正	(会計管理課) 3
◎告示(会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部改正	() 3
公 告	
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農地・担い手対策課) 4
○高知県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画(第5次)の策定	(森づくり推進課) 5

規 則

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第15号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。
第4条第2項第3号中「及び教育委員会事務局スポーツ健康教

育課」を「並びに教育委員会事務局生涯学習課及びスポーツ健康教育課」に改め、同項第5号中「福祉指導課」を「福祉指導課、まんが・コンテンツ課」に、「木材産業課」を「木材産業振興課」に改める。

第7条第1項第4号中「文化推進課」を「文化推進課、まんが・コンテンツ課」に、「木材産業課」を「木材産業振興課」に改める。

別表第1の表中「(定時制の事務職員を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令

高知県訓令第3号

高知県教育委員会訓令第8号

高知県警察本部訓令第17号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 機 関
警 察 本 部
警 察 署

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直
高知県教育長 田村 壮児
高知県警察本部長 上野 正史

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令

高知県青少年対策推進本部等設置規程(昭和39年5月高知県教育委員会訓令第1号)

察本部訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表幹事の項中「少年課長」を「少年女性安全対策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第207号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者を次のとおり指定したので、高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)第41条の3第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

指定代理納付者		指定代理納付者に納付させる歳入	指定期間
所在地	名称		
東京都港区赤坂九丁目7番1号	ヤフー株式会社	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

高知県告示第208号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約(以下「包括外部監査契約」という。)を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 包括外部監査契約の期間の始期
平成28年4月1日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
監査に要する費用の額は、次に掲げる費用を合算したものとし、1,100万円をもって上限とする。
(1) 基本費用 400万円
(2) 執務費用 基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用を合算した額
(3) 実費 旅費、関係人出頭費用及び諸費用を合算した額
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 橋本 誠
住所 高知市丸ノ内2丁目7番7号
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告書が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは、概算払及び前金払をする。

高知県告示第209号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、香美郡殖林組合の公平委員会の事務については、次の規

約によって、その委託を受けた。
平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

香美郡殖林組合と高知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、香美郡殖林組合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。
(委託事務の処理の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の処理については、乙の当該委託事務の処理に関する条例、規則、規程、人事委員会規則及び人事委員会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と香美郡殖林組合長とが協議して定める。
(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、高知県知事がこの規約による事務の委託を受けた旨の告示をした日から施行する。
(規約の告示)
2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第210号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、津野山広域事務組合の公平委員会の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。
平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

津野山広域事務組合と高知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、津野山広域事務組合（以下「甲」という。）

は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

(委託事務の処理の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の処理については、乙の当該委託事務の処理に関する条例、規則、規程、人事委員会規則及び人事委員会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と津野山広域事務組合長とが協議して定める。
(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、高知県知事がこの規約による事務の委託を受けた旨の告示をした日から施行する。
(規約の告示)
2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第211号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、高知県広域食肉センター事務組合の公平委員会の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。
平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県広域食肉センター事務組合と高知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、高知県広域食肉センター事務組合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。
(委託事務の処理の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の処理については、乙の当該委託事務の処理に関する条例、規則、規程、人事委員会規則及び人事委員会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と高知県広域食肉センター事務組合管理者とが協議して定める。
(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、高知県知事がこの規約による事務の委託を受けた旨の告示をした日から施行する。
(規約の告示)
2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第212号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、高幡障害者支援施設組合の公平委員会の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。
平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高幡障害者支援施設組合と高知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、高幡障害者支援施設組合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。
(委託事務の処理の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の処理については、乙の当該委託事務の処理に関する条例、規則、規程、人事委員会規則及び人事委員会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と高幡障害者支援施設組合長とが協議して定める。
(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、高知県知事がこの規約による事務の委託を受けた旨の告示をした日から施行する。
(規約の告示)
- 2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第213号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、高知県・高知市病院企業団の公平委員会の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県・高知市病院企業団と高知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

- 第1条** 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、高知県・高知市病院企業団(以下「甲」という。)は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務の処理を高知県(以下「乙」という。)に委託する。
(委託事務の処理の方法)
- 第2条** 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の処理については、乙の当該委託事務の処理に関する条例、規則、規程、人事委員会規則及び人事委員会の定め(以下「条例等」という。)によるものとする。
(委託事務に要する経費の支弁の方法)
- 第3条** 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と高知県・高知市病院企業団企業長とが協議して定める。
(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、高知県知事がこの規約による事務の委託を受けた旨の告示をした日から施行する。
(規約の告示)
- 2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条

例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第214号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知空港
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市物部字新開乙200番1から 南国市物部字古番所前120番1まで	A	7.9 }	2,207
		16.5	
南国市物部字新開乙200番2から 南国市田村字島田甲435番1まで	B	8.9 }	2,061
		64.5	
南国市物部字新開乙200番2から 南国市田村字島田甲435番1まで	後	8.9 }	2,061
		64.5	

高知県告示第215号

高知県立都市公園条例(平成17年高知県条例第7号)附則第2項の規定により都市公園とされている高知県立高知公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 増加する区域
高知市丸ノ内地内
- 2 増加する面積
0.32ヘクタール

高知県告示第216号

平成4年4月高知県告示第208号(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

「 | 高知県香南警察署 | " | " |

" | 及び

「 | 高知県香美警察署 | " | " |

" | 」を削る。

高知県告示第217号

平成19年4月高知県告示第262号(会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

別表第1中

「

文化生活部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに文化推進課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	文化推進課の出納員
--	-----------

」

を

「

文化生活部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに文化推進課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	文化推進課の出納員
まんが・コンテンツ課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	まんが・コンテンツ課の出納員

」

に、「木材産業課」を「木材産業振興課」に、「(教育委員会事務局スポーツ健康教育課)を「(教育委員会事務局生涯学習課及びスポーツ健康教育課」に、

「

教育委員会事務局高等学校課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局高等学校課の出納員
---------------------------------	-------------------

」

を

教育委員会事務局高等学校課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局高等学校課の出納員
教育委員会事務局生涯学習課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	教育委員会事務局生涯学習課の出納員

に改める。
別表第2中

文化推進課の出納員	文化推進課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	文化推進課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等

を

文化推進課の出納員	文化推進課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	文化推進課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
まんが・コンテンツ課の出納員	まんが・コンテンツ課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	まんが・コンテンツ課の現金取扱員

に、「木材産業課」を「木材産業振興課」に、「高知県立農業大学校」を「農業大学校」に、「高知県立農業担い手育成センター」を「農業担い手育成センター」に、「高知県立高等学校及び高知県立特別支援学校」を「高等学校及び特別支援学校」に、

高知県立高知追手前高等学校及び高知県立中村高等学校	高知県立高知追手前高等学校吾北分校及び高知県立中村高等学校西土佐分校並びに高知県立山田養護学校田野分校、高知県立日高養護学校高知み	当該高等学校分校及び特別支援学校分校の現金取扱員
---------------------------	---	--------------------------

並びに高知県立山田養護学校、高知県立日高養護学校、高知県立高知若草養護学校及び高知若草養護学校土佐希望の家分校及び高知県立高知江の口養護学校高知大学医学部附属病院分校の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	並びに高知若草養護学校子鹿園分校、高知県立高知若草養護学校国立高知病院分校、高知県立高知若草養護学校及び高知県立高知江の口養護学校高知大学医学部附属病院分校の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	
---	--	--

を

高知追手前高等学校及び中村高等学校並びに山田養護学校、日高養護学校、高知若草養護学校及び高知江の口養護学校の出納員	高知追手前高等学校吾北分校及び中村高等学校西土佐分校並びに山田養護学校田野分校、日高養護学校高知みかづき分校、高知若草養護学校子鹿園分校、高知若草養護学校国立高知病院分校、高知若草養護学校土佐希望の家分校及び高知江の口養護学校高知大学医学部附属病院分校の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	当該高等学校分校及び特別支援学校分校の現金取扱員
高知東警察署の出納員	高知東警察署の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	高知東警察署の現金取扱員
南国警察署の出納員	南国警察署の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	南国警察署の現金取扱員
土佐警察署の出納員	土佐警察署の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	土佐警察署の現金取扱員
中村警察署の出納員	中村警察署の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	中村警察署の現金取扱員

に改める。

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市大桶乙1322番地1
前田 良一
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市片山宇西ケ内9番1、宇岡ノ上976番、977番2、978番及び979番、字井ノ尻993番並びに字イカル田1102番1
- (2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市陣山400番地
横堀 忠広
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市陣山宇伊之助182番1及び183番1並びに下末松字辺路石285番及び286番
- (3)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市前浜2057番地4
池 正人
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市久枝字開田乙246番、乙253番、乙266番1、乙267番1、乙267番2、乙268番1及び乙268番2
- (4)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市前浜2057番地4
池 正人
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市久枝字開田乙326番2、乙327番及び乙379番1
- (5)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
宿毛市宇須々木36番地
有限会社大串農園 代表取締役 大串 謙二
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
幡多郡黒潮町下田の口字岩合代3007番、3009番、3010番、3022番、3023番、3025番及び3026番、出口宇新大谷3257番及び3270番、田野浦宇西間3257番、3281番、3369

番及び3407番並びに入野字平成7158番、7159番、7177番、7178番、7202番、7236番及び7252番並びに宇山手7496番、7497番1、7497番2、7497番3、7499番、7500番、7501番及び7511番

2 申請年月日

平成28年3月15日

3 縦覧場所

高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間

平成28年4月1日（金）から同月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

5 意見書の提出先

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県農業振興部農地・担い手対策課



林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第1項の規定に基づき高知県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（第5次）を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公表する。

平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに県内の市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）